
第4期福島県介護給付適正化支援計画

平成30年3月

福島県保健福祉部介護保険室

目 次

	ページ
第1章 総論	
第1 はじめに	1
1 第4期取組方針の位置づけ	
2 取組の期間	
3 本県における対応	
第2 本県における介護保険運営状況	3
1 高齢者人口・高齢化率の推移	
2 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移	
3 サービス利用者数の推移（第2号被保険者を含む）	
4 介護給付費の推移	
5 第1号被保険者の介護保険料の推移	
6 給付適正化の必要性	
第2章 各論	
第1 適正化の現状	8
1 要介護認定の適正化	
2 ケアプランの点検	
3 住宅改修・福祉用具実態調査	
4 縦覧点検・医療情報との突合	
5 介護給付費通知	
第2 適正化に関する県の取組	9
1 要介護認定の適正化に関する取組	
2 ケアマネジメント等の適切化に関する取組	
3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化に関する取組	
第3 市町村別給付適正化の取組に関する自主目標	12
1 給付適正化の取組に関する目標	
2 目標設定シート等の作成	
3 市町村別目標等	

第1章 総論

第1 はじめに

1 第4期介護給付適正化支援計画の位置づけ

厚生労働省から各都道府県に対して、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、平成19年6月29日付けで「『介護給付適正化計画』に関する指針」（以下「指針」という。）が示されてから、第2期、第3期指針を経て平成29年7月7日付けで「第4期指針」が示されました。

これらの指針を踏まえ、本県では平成20年3月に県介護給付適正化プログラム（平成20年度～平成22年度）を策定してから、第2期（平成24年度～平成26年度）、第3期（平成27年度～平成29年度）プログラムと策定してきました。

本計画は、平成29年7月7日に示された第4期指針に基づき、平成30年度以降の介護給付適正化の更なる推進を図るための取組を定めたものです。

2 取組の期間

本計画における取組期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

3 本県における対応

平成23年3月の東日本大震災後、市町村においては、復興業務に重点が置かれてきたことなどにより、本県における適正化事業への取組は、震災前よりも低調になっています。

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、介護保険制度に対する信頼感を高め、持続可能な制度の構築に資するため、給付適正化を図ることは重要であることから、適正化に関する取組をより積極的に展開していく必要があります。

適正化は、保険者である市町村が、地域特性や地域の実情を十分踏まえたうえで主体的に取り組むことが望まれるため、県はあくまで市町村の取組を支援するという立場ではありますが、近年の給付費の増大を鑑みて、本計画では県内保険者の事業の充実を促し、給付適正化の取組の更なる推進を図っていきます。

また、本県では、介護給付適正化計画について、第7期県介護保険事業支援計画と整合を図った上で県介護給付適正化支援計画を定めることとしました。各保険者が第1期から每期、全保険者が取組の自主目標を定めてきたことを踏まえ、第4期福島県介護給付適正化支援計画に

においても、引き続き各市町村が自主的に目標等を決定するとともに、取組の成果について事後評価が可能となるよう、具体的な活動指標の設定を求めました。

第2 本県における介護保険運営状況

1 高齢者人口・高齢化率の推移（第2号被保険者は除く）

本県の高齢者人口は平成29年10月1日現在で565,037人、高齢化率にして29.4%で、介護保険制度が開始された平成12年度に比べて、人数で約13万3千人、30.1%の伸びを示しています。

県の総人口と高齢者数の推移

(単位：人)

	総人口 (A)	65歳以上 (B)	75歳以上 (C)	高齢化率			
				福島県		全国	
				65歳 以上 (B/A')	75歳 以上 (C/A')	65歳 以上	75歳 以上
12年(2000)	2,126,935	431,797	180,564	20.3%	8.5%	17.3%	7.1%
17年(2005)	2,091,319	474,860	232,842	22.7%	11.1%	20.1%	9.1%
22年(2010)	2,029,064	504,451	272,653	25.0%	13.5%	23.0%	11.1%
26年(2014)	1,936,630	533,906	284,559	27.7%	14.8%	26.0%	12.5%
29年(2017)	1,923,165	565,037	291,364	29.4%	15.2%	27.8%	13.8%

資料：昭和50年から平成22年までは国勢調査、平成26年(10月1日現在)は福島県現住人口調査、平成29年は市町村に照会した10月1日現在の住民基本台帳における人口。

※ 高齢化率の分母は、総人口から年齢不詳人口を除いたもの。

2 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数は、平成12年の43,123人（うち第1号被保険者は41,622人）から平成29年では109,959人（うち第1号被保険者は107,416人）と約2.6倍となっています。第1号被保険者における要介護認定率は9.7%から19.0%に増加しています。

	第1号被保険者										第2号被 保険者 (B)	合計 (A+B) (前年比%)
	要支援1	要支援2	経過的要 介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計 (A)	認定率		
平成12年	5,294			10,412	7,496	6,002	6,361	6,057	41,622	9.7%	1,501	43,123
構成比(%)	12.7			25.0	18.0	14.4	15.3	14.6	-	-	-	-
平成13年	5,489			12,110	8,877	6,463	6,643	7,033	46,615	10.6%	1,718	48,333
構成比(%)	11.8			26.0	19.0	13.9	14.3	15.1	-	-	-	112.1%
～平成14年から19年は省略～												
平成20年	7,520	11,585	0	10,947	14,000	12,848	11,074	10,267	78,241	15.9%	2,780	81,021
構成比(%)	9.6	14.8	0.0	14.0	17.9	16.4	14.2	13.1	-	-	-	REF!
平成21年	8,303	11,332	0	12,127	14,198	12,953	11,544	10,764	81,221	16.2%	2,758	83,979
構成比(%)	10.2	14.0	0.0	14.9	17.5	15.9	14.2	13.3	-	-	-	103.7%
平成22年	9,711	10,440	0	13,755	14,596	12,035	12,174	11,526	84,237	16.8%	2,857	87,094
構成比(%)	11.5	12.4	0.0	16.3	17.3	14.3	14.5	13.7	-	-	-	103.7%
平成23年	9,587	10,424	0	14,339	14,886	12,157	11,860	11,146	84,399	17.5%	2,844	87,243
構成比(%)	11.4	12.4	0.0	17.0	17.6	14.4	14.1	13.2	-	-	-	100.2%
平成24年	10,089	12,006		15,666	16,932	13,266	12,966	11,745	92,670	18.3%	2,943	95,613
構成比(%)	10.9	13.0	0.0	16.9	18.3	14.3	14.0	12.7	-	-	-	109.6%
平成25年	10,866	12,633		17,040	17,938	13,992	13,397	11,730	97,596	18.8%	2,908	100,504
構成比(%)	11.1	12.9	0.0	17.5	18.4	14.3	13.7	12.0	-	-	-	105.1%
平成26年	10,935	13,302		18,209	18,439	14,527	13,540	11,514	100,466	18.9%	2,832	103,298
構成比(%)	10.9	13.2	0.0	18.1	18.4	14.5	13.5	11.5	-	-	-	102.8%
平成27年	11,288	13,560		19,240	19,234	14,809	13,906	11,357	103,394	19.0%	2,764	106,158
構成比(%)	10.9	13.1	0.0	18.6	18.6	14.3	13.4	11.0	-	-	-	102.8%
平成28年	11,389	13,369		20,290	19,652	15,131	14,078	11,302	105,211	18.9%	2,615	107,826
構成比(%)	10.8	12.7	0.0	19.3	18.7	14.4	13.4	10.7	-	-	-	101.6%
平成29年	11,876	13,816		20,782	19,868	15,498	14,346	11,230	107,416	19.0%	2,543	109,959
構成比(%)	11.1	12.9	0.0	19.3	18.5	14.4	13.4	10.5	-	-	-	102.0%

資料：要介護（要支援）認定者数は介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

平成12～13年までの「要支援1」の欄は旧要支援者数

※平成23年は、東日本大震災により双葉郡町村で集計が出来ないため算入していない。

3 サービス利用者数の推移(第2号被保険者を含む)

介護サービスの利用者(受給者)は、平成12年10月の33,735人から、平成29年10月の93,443人へ約2.8倍に増加しました。

	居宅サービス		施設サービス		合計	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	前年比 増加率
平成12年10月	24,290	72.0%	9,445	28.0%	33,735	-
平成13年10月	29,248	74.3%	10,091	25.7%	39,339	16.6%
平成14年10月	34,843	76.2%	10,903	23.8%	45,746	16.3%
平成15年10月	39,228	77.0%	11,722	23.0%	50,950	11.4%
平成16年10月	42,870	76.9%	12,886	23.1%	55,756	9.4%
平成17年10月	45,581	77.3%	13,397	22.7%	58,978	5.8%
平成18年10月	47,545	77.0%	14,200	23.0%	61,745	4.7%
平成19年10月	48,975	77.2%	14,494	22.8%	63,469	2.8%
平成20年10月	51,264	77.4%	14,941	22.6%	66,205	4.3%
平成21年10月	53,872	77.4%	15,702	22.6%	69,574	5.1%
平成22年10月	56,681	78.1%	15,889	21.9%	72,570	4.3%
平成23年10月	57,422	78.8%	15,446	21.2%	72,868	0.4%
平成24年10月	63,739	79.4%	16,586	20.6%	80,325	10.2%
平成25年10月	67,281	79.9%	16,917	20.1%	84,198	4.8%
平成26年10月	70,630	80.6%	16,961	19.4%	87,591	4.0%
平成27年10月	73,025	81.0%	17,158	19.0%	90,183	3.0%
平成28年10月	78,112	81.4%	17,791	18.6%	95,903	6.3%
平成29年10月	75,374	80.7%	18,069	19.3%	93,443	-2.6%

資料:介護保険事業状況報告

※1 平成23年は、東日本大震災により双葉郡の町村で集計が出来ないため算入していない。

※2 平成18年以降の居宅サービス利用者数には、地域密着型サービス利用者数を含む。

4 介護給付費の推移

平成28年度の介護保険給付費はおよそ1.572億円で、平成12年度の約3.2倍となっています。特に、居宅サービス費は約4.9倍と伸びが大きくなっています。

	居宅サービス		施設サービス		給付額合計
	給付額	構成比	給付額	構成比	
平成12年度	18,815,507	37.7%	31,038,465	62.3%	49,853,972
平成13年度	26,965,124	42.5%	36,499,613	57.5%	63,464,737
前年比増加率	31.4%	-	7.8%	-	16.7%
～平成14年度から平成19年度は省略					
平成20年度	59,906,082	55.1%	48,777,706	44.9%	108,683,788
前年比増加率	-	-	-	-	-
平成21年度	65,501,732	55.7%	52,114,677	44.3%	117,616,409
前年比増加率	9.3%	-	6.8%	-	8.2%
平成22年度	70,829,980	57.0%	53,431,504	43.0%	124,261,484
前年比増加率	8.1%	-	2.5%	-	5.6%
平成23年度	70,259,281	55.5%	56,294,430	44.5%	126,553,711
前年比増加率	-0.8%	-	5.4%	-	1.8%
平成24年度	80,460,923	57.6%	59,328,344	42.4%	139,789,267
前年比増加率	14.5%	-	5.4%	-	10.5%
平成25年度	84,896,898	58.4%	60,531,686	41.6%	145,428,584
前年比増加率	5.5%	-	2.0%	-	4.0%
平成26年度	89,288,830	59.1%	61,868,967	40.9%	151,157,797
前年比増加率	5.2%	-	2.2%	-	3.9%
平成27年度	91,735,581	59.0%	63,657,776	41.0%	155,393,357
前年比増加率	2.7%	-	2.9%	-	2.8%
平成28年度	92,609,148	58.9%	64,659,933	41.1%	157,269,081
前年比増加率	1.0%	-	1.6%	-	1.2%

※居宅サービスには、地域密着型サービス、居宅介護支援、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費の短期入所分を含めている。

※施設サービスには、特定診療費、緊急時施設療養費(いずれも短期入所分を除く)を含めている。

※年度区分の関係から、平成12年度は平成12年4月～平成13年2月の11ヶ月の合計である。

なお、平成13年度の増加率は、12ヶ月に換算して計算した。

5. 第1号被保険者の介護保険料の推移

第1期事業計画期間（平成12年度～14年度）では2,378円であった第1号被保険者の介護保険料（県内市町村平均月額（基準額））は、第5期（平成24年度～26年度）では4,703円となり、第6期（平成27年度～平成29年度）については5,592円、第7期（平成30年～32年）は6,061円と、第1期の約2.5倍になりました。

6 給付適正化の必要性

高齢者人口、要介護（要支援）認定者数及びサービス利用者数ともに増加を続けており、これに伴った介護給付費も増加しています。

給付費の増加に比例して公費負担額も増加を続けており、費用負担者である市町村、県、国とも財政負担が増大しています。

このような状況の中で、介護保険の安定的運営を継続していくために、過剰サービスや不適正サービスを排除することにより給付費の増加を抑制することで、公費、保険料ともできるだけ負担が増大しないような実効性ある取り組みが求められます。

第2章 各論

第1 適正化の現状

本県の適正化の実施状況は、以下のとおりとなっています。

○適正化事業の実施状況

事業名	実施率(%)	実施率(%)	増加率(%)
	H27年度	H28年度	
適正化主要5事業			
①要介護認定の適正化	59.9	78.0	30.2%
②ケアプランの点検	13.6	13.6	0%
③住宅改修・福祉用具実態調査	49.2	50.8	3.3%
④縦覧点検・医療情報との突合	32.2	100	210.6%
⑤介護給付費通知	44.1	52.5	19.0%

1 要介護認定の適正化

実施率の向上がみられます。本事業は各保険者で取り組みのばらつきが大きく、保険者における具体的な実施方法で特に以下のものがみられました。

- ・委託事業者の調査内容を事後に確認することで認定調査の精度を高めること。
- ・調査票の点検の基準を定めること。
- ・特記事項と調査内容の整合性を確認する。

2 ケアプランの点検

実施率が低い状態で推移しています。実施できない理由として

- ・ケアプラン点検のできるノウハウを持った職員がいない。

といった理由が多く挙げられています。特に規模の小さい保険者ではノウハウを持った職員（専門職）を配置することが難しい状態です。県としては、国保連委託の研修会で事務職でも可能な点検事例を紹介して実施方法について周知に努めます。

3 住宅改修・福祉用具実態調査

実施率の向上がみられます。保険者による事前調査や事後調査等の状況確認により、不必要な工事を排除することで適正化を推進していきます。

4 縦覧点検・医療情報との突合

実施率の向上がみられます。本事業は平成28年度から全保険者分について国保連に委託しています。また、費用対効果が最も期待できる事業であるため、今後も推進していきます。

5 介護給付費通知

実施率の向上がみられます。本事業はサービス利用者に対して給付費の明細を送付し、利用者自らが利用している額を把握することで給付を抑制する効果があります。

第2 適正化に関する県の取組及び実施目標

本県においては、指針の記載にあるように全ての市町村において主要適正化5事業（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修・福祉用具実態調査、④縦覧点検・医療情報の突合、⑤介護給付費通知）を実施することが望ましいとされており、これまで毎年開催している市町村担当課長会議や技術的助言実施の際に、市町村に対し依頼することにより取組を推進してきました。

特に、主要5事業のうち、「ケアプラン点検」と「縦覧点検・医療情報の突合」、及び保険者が重要と考える事業1つを優先的に実施することを保険者に期待する標準的な目標としています。

第4期福島県介護給付適正化支援計画においては、適正化事業の実施主体である市町村、適正化システムなどにより適正化事業の取組を支える国民健康保険団体連合会双方と密接に連携し、主要適正化事業の実施に向け一体的に取り組むことを目指します。

県が行う適正化のための主な取組みは、以下のとおりとします。

1 要介護認定の適正化に関する取組

(1) 要介護認定関係研修会等の開催

① 新任認定調査員研修会及び現任認定調査員研修会の開催

新たに認定調査に従事する者（市町村職員及び介護支援専門員）を対象として、新任認定調査員研修会を開催します。

また、現に認定調査に従事している調査員を対象とした現任認定調査員研修会を原則として圏域ごとに開催します。

② 介護認定審査会委員研修会の開催

介護認定審査会委員を対象とした研修会を、原則として圏域ごとに開催します。

③ 主治医意見書説明会の開催（福島県医師会へ開催委託）

医師を対象として、主治医意見書の適切な記載方法等についての説明会を福島県医師会へ委託して開催します。

(2) 市町村における認定調査指導者の養成支援

公平・公正な認定調査の確保のためには、認定調査の指導者を配置することが望まれますので、市町村における指導者の養成に関する取組について支援します。

(3) 認定関係データの活用推進

要介護認定に関するデータについて、厚生労働省提供の要介護認定業務分析データや「見える化」システムの活用を推進するため、技術的助言の場で活用を促すほか、「見える化」システムの操作説明会を開催します。

また、厚生労働省で開発された e-ラーニングシステムについて、認定調査員の利用及び市町村での活用を働きかけます。

2 ケアマネジメント等の適切化に関する取組

(1) 介護支援専門員関係研修会の開催

介護支援専門員の養成及び資質向上に向け、引き続き、県介護支援専門員協会や県社会福祉協議会と連携しながら、各種研修会を開催します。

- ① 介護支援専門員実務研修
- ② 介護支援専門員専門研修
- ③ 介護支援専門員更新・再研修
- ④ 主任介護支援専門員研修
- ⑤ 主任介護支援専門員更新研修
- ⑥ 介護支援専門員地域同行型研修

(2) ケアプランの点検

定期的に市町村を訪問して行っている技術的助言の際に、ケアプラン点検に対する取組の促進について助言する他、国保連に委託する研修会においてケアプラン点検実施保険者の事例を紹介することで、取り組みを支援します。

また、保険者機能の強化と高齢者の自立支援と重度化防止を目指す自立支援型地域ケア会議の開催を支援して、多職種の専門的な助言のもと要支援者等の生活課題の解決や状態の改善に向けた市町村の取組を支援します。この取組で、介護サービスの質の向上により、要介護・要支援認定率の低下や介護給付費の適正化の効果も期待されます。

3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化に関する取組

(1) 国保連合会給付適正化システムの活用に関する研修会の開催

国保連給付適正化システムの活用について、県国保連合会への委託で研修会を開催します。給付実績の活用や医療情報との突合など、給付適正化システムの活用は、これまで、比較的大きな効果があったことから重点的に取り組んでいきます。

また、本事業への取組状況は、市部が高く、町村部が低調であることが明らかであるため、研修会の内容を工夫することなどにより、小規模保険者でも取組み易いように研修会をとおして支援していきます。

(2) 給付費に関するデータについて、市町村別に整理し各市町村あて提供します。

(3) 事業者に対する指導・監査の実施

監査担当課と受給者からの苦情や事業所職員からの通報情報等の共有を図り、監査担当課において、サービス事業所等に対する実地指導及び監査を実施します。

(4) 市町村が行う指定居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所等に対する指導監査に関する助言・支援

市町村が実施する指導に関し、技術的な助言等を行います。

第3 市町村別給付適正化の取組に関する自主目標

1 給付適正化の取組に関する目標

これまで、県内全市町村が自主目標を設定しておりましたが、引き続き、平成30年度から3か年における自主目標を設定しました。

本計画における取組目標の設定についての具体的な内容については、保険者である市町村が、各市町村の実情や地域特性などを踏まえ、限られた体制や予算の中で、効率性や事業効果を十分考慮しながら決定することが望ましいと考えられることから、平成30年度から3か年における自主目標を設定するとともに、取組の事後評価が可能となるよう、年度ごとの活動指標も併せて設定するようにしました。

2 目標設定シート等の作成

自主目標、活動指標の設定は、目標設定シート（県作成様式）により依頼しましたが、はじめに要介護認定、保険給付関係の現状及び29年度に実施した適正化の取組の実績をもとに、各市町村の現状分析をしてもらい、それらを踏まえて目標設定等を行う手順で作業を進めました。これら一連の作業を行うことにより、保険者においては、PDCAサイクルの展開が図られることとなります。

※参考 市町村へ示した目標設定シートの記入要領は次のとおりです。

〔自主目標の設定〕

◆平成29年度の状況を記載するとともに、平成30年度から平成32年度までに取り組もうとする事業を記載してください。現状分析シート等で現状把握をした結果、どの取組が効果的かを検討し、区分ごとに優先度順に記載してください。なお、あくまで市町村としての自主的な目標として掲げていただくものです。

〔活動指標の設定〕

- ◆区分ごとに目標として掲げた事業に関する活動指標を設定してください。
活動指標は、適正化の取り組みの量や頻度となります。取組を行った結果、どの程度適正化が図られたのかという成果指標ではありません。
- ◆平成30～平成32年度欄には、年度ごとの目標値を記入してください。一般的に、後年度ほど目標値は高まると考えられます。

3 市町村別目標等

市町村別の自主目標及び活動指標は、次ページ以降に記載しています。